

91 昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜実施に関する件

に付私立大学予科等へ通牒 [昭和十九年十一月]

発 専一四〇号	裁 決 定	11月14日	文書課長
送	発	11月14日	起案者

昭和十九年十一月一日起案

監理課長 (内山) 理事官 (横田)  
 専門教育局長代 (内山)

専門教育課長  
 大学教育課長 後関  
 教学官 (印)

年 月 日

局長

(注記3)

私立高等学校、大学予科、専門学校長  
 昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜実施ニ関スル件  
 首題ノ件ニ関シ十月二十七日附発専一四〇号ヲ以テ依命通牒致  
 シタル処之ガ実施ニ関シテハ尚左記事項御留意ノ上万遺憾ナキ  
 ヲ期セラレ度

記

一、入学者選抜ノ期日ハ要項ニ依リ第一、二、三期中何レカ一

(下) (礼)

ヲ選定シ十一月二十五日迄ニ(加筆)速達郵便又ハ電信ヲ以テ(抹消)文部  
 省ニ報告スルコト但シ必要アル場合ハ施行期ノ変更ヲ(命ズ  
 ル)(指示スル)コトアル(加筆)ベキ)コト

二、補欠募集ノ必要アル事態ニ至リタルトキハ事情ヲ具シ速ニ  
 本省ニ協議シ其ノ許可ヲ受クルコト

三、選抜委員ノ構成ハ左ニ依ルコト

(一)委員長ハ五人ヲ下ラザルコト

(二)校長(大学予科又ハ専門部)ニアリテハ予科長又ハ専門部長)

科長、生徒主事及教授若干名ハ必ず委員トスルコト

右ニ依リ委員決定シタルトキハ其ノ職、氏名ヲ直チニ文部省  
 ニ報告スルコト

四、中等学校ヨリ提出セシムベキ調査書ハ要項ニ定メラレタル

様式ニ限ルモノニシテ本様式以外ノ事項ノ記載ヲ要求セザル

コト

五、筆答試問ニ関シテハ特ニ左ノ点ニ留意スルコト

(一)筆答試問ノ問題ハ中等学校ノ教科及科目ニ拠ラザルコト

(二)筆答試問ハ第二次銓衡ノ第一日ニ施行スルコト

筆答試問ノ問題ハ試問終了後十日以内ニ本省ニ報告スルコト

六、従来調査書ノミニ依リ選抜ヲ実施シ来リタル学校ト雖モ昭

和二十年度ハ要項ニ基ク選抜方法ヲ実施スベキモノニシテ第

二次選抜ヲ省略スベカラザルコト

七、無試験検定ニ依ル入学者ノ選抜ハ昭和二十年度ハ学則ニ拘

ハラズ実施セザルコト

八、第二次選抜ノ受験者ニ提出セシムベキ写真ハ支障ナキ限り

既存ノモノヲ活用セシムルコト

九、美術、音楽及体育ニ関スル学科ヲ有スル学校ニシテ実技ニ  
関スル調書ヲ徴シ又ハ試問ヲ<sup>(抹消)</sup>課スル必要アル場合ハ予メ  
其ノ事由並ニ実施要領ヲ具シ本省ニ協議スルコト

(注記1)

「主ム発」

(注記2)

「記録掛 22・10・31 受領」

(注記3)

「一六」(簿冊内件名番号)

(下札)

<sup>(加筆)</sup>種別 <sup>(抹消)</sup>「わ」ノ二十三「よ」ノ聯繫<sup>(加筆)</sup>／登録追加<sup>(抹消)</sup>／件名私

立高等学校・大学予科・専門学校長<sup>(抹消)</sup>「宛」<sup>(加筆)</sup>「へ通牒」 昭和二十年

高等専門学校等入学者選抜実施ニ関スル件／番号 結了年月日

昭一九 一一、一四／保存年限<sup>(加筆)</sup>／枚数

【自昭18年至昭20年 学生生徒総規  
第7冊】文部省<sup>(加筆)</sup> 3A.32—6.2456